

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業 委託業務に係る企画提案公募実施要領

この要領は、南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業委託業務に係る企画提案公募（プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本事業は、国の令和7年度（補正）地域公共交通確保維持改善事業費補助金を財源の一部として実施する事業であり、当該補助金の交付決定を前提に行うものである、このため、国の交付決定がなされなかった場合又は補助金額の減額があった場合には、業務内容の変更や業務の実施そのものの中止等を行う可能性がある。本事業を実施しない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

1 趣旨

南予南部地域におけるJR予土線を始めとする公共交通利用促進に向け、地域住民に対する広域の公共交通マップの提供や地域住民が交通プランを作成することによる公共交通利用促進効果の検証を行う。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、公募型プロポーザル（企画提案募集）により業務を委託する。なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく、人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業委託業務

(2) 委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

(3) 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限金額

11,271千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託者

愛媛県地域公共交通網再編協議会

4 担当部局及び提出先

愛媛県地域公共交通網再編協議会事務局

（愛媛県企画振興部地域未来創生局地域政策課交通政策室内）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2251

FAX 番号：089-912-2238

〔電子メール（押印省略）により提出する場合：送付先アドレス〕

E-mail : koutsuseisak@pref.ehime.lg.jp
ichiyalagi-masayuki@pref.ehime.lg.jp
watanabe-yuuta@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録済み又は企画提案書提出時までに登録が予定されていること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

6 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式1）を提出すること。

なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはで

きない。

(1) 参加申込書の提出期限

令和8年7月8日(水)午後5時15分(必着)とする。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより、本要領「4 担当部局及び提出先」へ提出すること。なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、愛媛県地域公共交通網再編協議会事務局(電話:089-912-2251)に受信確認の電話を必ず行うこと。

(3) 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出すること。

(4) 質問の受付及び回答

企画公募に参加するに当たって、質問がある場合は、簡易なものを除き、上記(1)の提出期限までに質問書(様式3)を電子メールにて提出すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。回答は、参加申込者全員に対し行う。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書(様式4)	1部
イ 見積書	1部
ウ 企画提案書(様式指定なし)	6部
エ 法人・団体の概要書(様式5)	1部

(2) 企画提案書等の作成方法

- ア 記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む)を用いるとともに、用紙はA4判を基本として作成すること。
- イ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載の上、提案に必要な一切の経費を含めること。
- ウ 企画提案書の構成は自由であるが、本要領「8 選定方法」を参照し、具体的な提案内容を記載するとともに、事業の実施体制(責任者・スタッフの氏名、役職、本事業における役割)及びスケジュール(契約締結から事業完了までの大まかなスケジュール)を記載すること。

(3) 提出期限

令和8年7月13日(月)午後5時15分まで(必着)とする。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送により、本要領「4 担当部局及び提出先」へ提出すること。

※別途、団体規約や役員名簿の提出を求めることがある。

(5) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県地域公共交通網再編協議会から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、

必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 案のみとし、複数の提案を提出することはできない。

8 選定方法

(1) 書面審査

ア 企画提案は審査会を設置して審査を行い、受託者として最適と考えられる事業者（最優秀提案者）を選定する。

イ 提案者が 1 者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の 6 割以上である場合に最優秀提案者として選定する。6 割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 本要領「2 委託業務の内容（4）委託料上限金額」を超える見積書の提出があったとき。

イ 企画提案書が本要領「7 企画提案書等の提出（3）提出期限」に定める提出期限後に提出されたとき。

ウ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

9 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また、個別の審査内容の照会には応じない。

10 契約方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、愛媛県地域公共交通網再編協議会と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金の取り扱いについては、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定を準用する。

(3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。したがって最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、愛媛県地域公共交通網再編協議会と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。

(4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すと同時に、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(5) 契約締結後であっても、不測の事態の影響により、協議の上、事業内容や実施方法を

変更し、又は事業を中止する場合がある。

11 その他

- (1) 本企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

様式 1

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業
委託業務 企画提案参加申込書

令和 年 月 日

愛媛県地域公共交通網再編協議会
会長 村上 久 様

所在地
名 称
代表者名 印

標記業務に係る企画提案に参加したいので、南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業委託業務に係る企画提案公募実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき申し込みます。

なお、当法人は、実施要領「5 企画提案の参加資格」に定める要件を満たしていることを誓約します。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合は、上表に必要事項を記入して、協議会担当者及び協議会・申込団体の上席者を宛先にして、電子メールで提出すること。

様式2

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業
委託業務 企画提案参加辞退届

令和 年 月 日

愛媛県地域公共交通網再編協議会
会長 村上 久 様

所在地
名称
代表者名

印

令和 年 月 日付けで参加申込書を提出した南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業委託業務に係る企画提案については、参加を辞退したいので届け出ます。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

※押印を省略する場合は、上表に必要事項を記入して、協議会担当者及び協議会・申込団体の上席者を宛先にして、電子メールで提出すること。

様式3

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業
企画提案質問書

令和 年 月 日

参加申込者の名称		
担当者 連絡先	所 属	
	氏 名	
	T E L	
	F A X	
	E-mail	

質 問 項 目	
〔内 容〕	

様式4

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業
委託業務 企画提案提出書

令和 年 月 日

愛媛県地域公共交通網再編協議会
会長 村上 久 様

所在地
名称
代表者名

印

南予南部地域における公共交通マップの提供等による利用促進効果検証事業委託
業務に係る企画提案書等を下記のとおり提出します。

記

- | | | | |
|---|----------------|--------|----|
| 1 | 見積書 | 別添のとおり | 1部 |
| 2 | 企画提案書 | 別添のとおり | 6部 |
| 3 | 法人・団体の概要書（様式5） | | 1部 |

様式5

法人・団体の概要書

1 名称	
2 代表者職氏名	
3 所在地	
4 資本金	
5 設立年月日	
6 従業員数	
7 事業内容	
8 主な支店・営業所	

(注) 法人・団体の概要が分かるパンフレット等を添付のこと。(提出部数1部)

○類似業務の請負実績

発注者	業務名	実施日・場所	業務の概要

(注1) 本業務に類似する業務の受託実績(過去5年間)のうち、主なもの(3件まで)について記載すること。

(注2) 愛媛県地域公共交通網再編協議会や官公庁との契約実績については、優先的に記載すること。